

中東情勢の変化による変更契約とスライド条項との比較

項目		中東情勢の変化による変更契約	全体スライド	単品スライド	インフレスライド
契約約款		第 25 条第 2 項	第 26 条第 1 項～第 4 項	第 26 条第 5 項	第 26 条第 6 項
適用工事		すべての工事	工期が 12 ヶ月を超える工事 ※基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 ※基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	すべての工事 ※基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事
請負額変更の方法	対象	購入する前に監督員と協議を行った、ナフサを由来とする建設資材	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除くすべての資材（鋼材類、燃料油類等）	賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	なし	残工事費の 1. 5 %	対象工事の 1. 0 % ※全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の 1. 0 % ※30 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1 %」を採用